

社会福祉法人伸志会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸志会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 報酬は、会社役員賠償責任保険の会社訴訟補償特約保険料を差し引いた額を支払う。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは別表1により報酬を支払う。
- 3 理事及び評議員等が、指導監査・入札立会等に出席した時は、別表1による報酬を支払う。
- 4 但し、法人職員が兼務する場合は、本規程は支給しない。

(理事長の業務報酬)

第4条 理事長は理事会以外の日においても、職務上の出勤があり毎月定期的に出勤するので、月額報酬を支給する。

但し、理事会等については、別表1に定める日額報酬を支給することができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

- 2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員会)

第6条 監事・事務局及び外部委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

- 2 但し、法人職員が兼務する場合は、本規程は支給しない。

(運営推進委員の報酬)

第7条 運営推進委員が、運営推進委員会に出席した時は、別表1により報酬を支払う。

(入所検討委員の報酬)

第8条 入所検討委員が、入所検討委員会に出席した時は、別表1により報酬を支払う。

(苦情対応第三者委員の旅費)

第9条 第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、日当及び旅費を別表2及び3に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

(出張旅費等)

第10条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、日当及び旅費を別表2及び3に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

- 2 旅費は原則として実費とし、車両を使っての交通の場合は、別表3により支払う。
- 3 旅費は事後精算を原則とするが、状況により事前の概算支払いを認める場合がある。

(改正)

第11条 本規定の改正は、理事会及び評議員会の議決を経て行わなければならない。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（出席報酬）

名称	報酬	費用弁償
理事会出席報酬	日額 10,000円	同一市内については支給しない
評議員会出席報酬	日額 10,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額 5,000円	
指導監査・入札立会等	日額 10,000円	
運営推進委員会	日額 2,000円（一事業所）	
入所検討委員会	日額 2,000円	

*上記の報酬は、所得税控除前の金額とする。

別表2（日当）

名称	日当
理事出席	日額 10,000円
評議員出席	日額 10,000円
評議員選任・解任委員出席	日額 10,000円
苦情解決第三者委員出席	日額 2,000円

別表3（旅費）

名称	実費分
自家用車	自家用車の場合 1kmにつき 37円で計算するが、同一市内については支給しない。
公共交通機関	交通費実費
宿泊費	実費とし、但し 15,000円以内とする。

*自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。

(理事長報酬)

理事長役員報酬	月額 100,000円
---------	-------------

附 則

平成15年4月1日適用社会福祉法人伸志会旅費規程及び平成22年5月1日施行社会福祉法人伸志会役

員報酬規程については廃止する。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。